

特に重要なお知らせ

クボタグループ

ファミリーライフサポート保険

グループ生命保険	： 団体定期保険
傷害保険	： 傷害補償(MS & AD型)特約セット 団体総合生活補償保険
医療保険・がん保険	： 疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合 生活補償保険
<5つのオプション保険>	： 団体総合生活補償保険 (MS & AD型) 日常生活賠償 / 受託物賠償 / 携行品補償 ホームインソフン・アルバイトロス費用 / 介護一時金

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

団体定期保険

○ご契約の概要について【契約概要】	1,2ページ
○特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	3,4ページ
○グループ生命保険(団体定期保険)とは	5~8ページ
○正しく告知いただくために	9,10ページ

傷害補償(MS & AD型)特約セット団体総合生活補償保険 疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険

○ご加入いただく際のご留意点	11,12ページ
○医療・がん保険退職後の取扱いについて	13ページ
○お支払いする保険金および費用保険金のご説明	14~25ページ
○重要事項のご説明(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)	26~32ページ
○健康状態告知についてのご案内	33~36ページ
○サービスのご案内	37~40ページ

日本生命保険相互会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

グループ生命保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

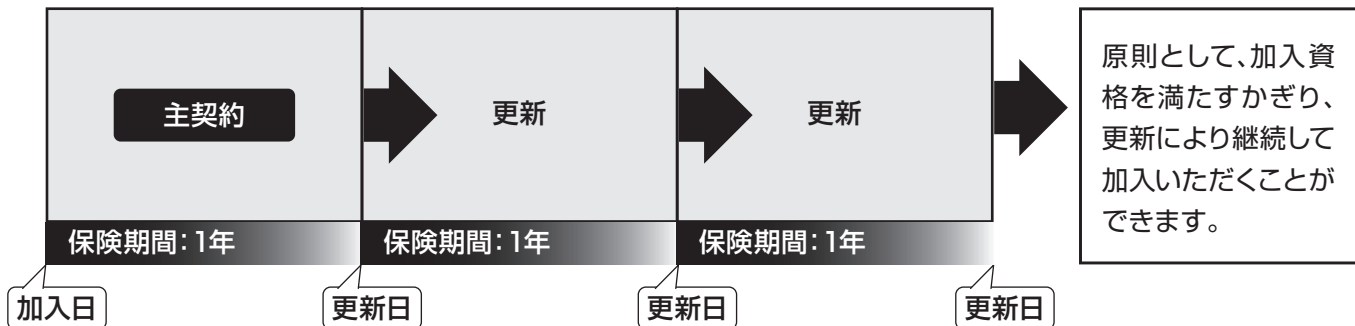
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「グループ生命保険(団体定期保険)とは」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が一部の会社に付保されています。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、「グループ生命保険(団体定期保険)とは」の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、「グループ生命保険(団体定期保険)とは」の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、「グループ生命保険(団体定期保険)とは」の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、「グループ生命保険(団体定期保険)とは」の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 株式会社クボタ
事務幹事会社 日本生命保険相互会社
日本2022団基-77(2023.1.16)
日本-団-2023-454-10514-M(R5.6.1) 団A簡一年JP

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「グループ生命保険（団体定期保険）とは」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますこととなります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ生命保険(団体定期保険)とは

効力発生日と申込締切日

- ・効力発生日…2024年1月16日
 - ・申込締切日…2023年10月20日(金)
 - 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも新規加入のみ可能です。
 - 追加募集時に加入される場合は、毎月15日までにクボタ総合保険サービス株式会社へ「申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社(*)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々月16日となります。
- (*) 共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

加入資格

- ・以下の加入資格の他、以下「質問事項」の内容を十分ご確認のうえ、専用 web サイトまたは「申込書兼告知書」の告知欄に入力(記入)してください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

<本人>

- ※1の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- (注) 年齢70歳6カ月超の方は保険金額の増額はできません。

<配偶者>

- ※1の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
 - 民法改正の経過措置により、2022年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
- (注) 年齢70歳6カ月超の方は保険金額の増額はできません。

<子ども>

- ※1の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
- ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
- (*) 健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

- ※1 ■株式会社クボタに在籍する常勤役員・正規社員・シニア社員・常勤嘱託社員・職務限定社員・常勤顧問・期間従業員・特務職社員・事務契約社員・パート社員(株式会社クボタから他社への出向者を含む)
- 株式会社クボタの関連会社に在籍する常勤役員・従業員(株式会社クボタの関連会社から他社への出向者を含む)
- 株式会社クボタの販売会社に在籍する常勤役員・従業員・パート社員(株式会社クボタの販売会社から他社への出向者を含む)

質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限(*)を受けていますか。
(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*)を受けたことがありますか。)
 2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
 3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり(*)、医師の治療・投薬(*)を受けたことがありますか。
- (*) 就業制限とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- (*) 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- (*) 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。

【退職後の継続加入について】

- ・本人は、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
- ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。
- ・本人・配偶者の保障額は、退職時に加入していた保障額の範囲内で、600万円を上限とします。
- ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

<ご注意>

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。
- ⑦非常勤の方は加入できません。また、非常勤になられた時点で脱退となります。

保険期間

- ・保険期間は効力発生日～2025年1月15日までです。
以降は毎年1月16日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- ・本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- ・更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日前日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日前日で脱退となります。
- ・配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- ・この保険契約の保障終了日は、脱退日の直後に到来する払込期日の前日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金いたします。
(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、4月15日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も4月15日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月16日以降分の保険料は返金いたします。)
- ・この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- ・退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人


- ・本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- ・配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- ・本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

保険金の年金受取り

- ・保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
- ※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
- ※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。


① 全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。




② 一時金 + 年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は、分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。



③ 全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。



年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日・5月1日) (8月1日・11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金の受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。
 - 年金とともに受取る方法
 - 年金の買増にあてる方法
 - 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率（*）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
- （*）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

<本人が保険金額3,000万円に加入の場合の年金受取り例>

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	年金月額		
	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
3,000万円	約503,000円	約256,500円	約174,400円

上記の年金額は、2023年3月28日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率（予定利率等）に基づき計算しております。

実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率（予定利率等）および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

グループ生命保険(団体定期保険)とは

税務上のお取扱い

【保険料】

- 主契約およびこども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
 - ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当グループ生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

【保険金】

- 死亡保険金
 - <本人> 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
 - <配偶者・こども> 本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

【年金】

- 年金…（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※
※必要経費＝年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$ （除配当金）

税務の取扱い等について、2023年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

<制度運営および引受保険会社>

- 当制度は株式会社クボタが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
 - この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2023年3月27日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- | | | |
|--------|---------------------------|---------------------|
| 引受保険会社 | 日本生命保険相互会社（65.0%）【事務幹事会社】 | 明治安田生命保険相互会社（23.5%） |
| | 第一生命保険株式会社（6.0%） | 住友生命保険相互会社（5.0%） |
| | 富国生命保険相互会社（0.5%） | |

<個人情報の取扱いに関する株式会社クボタと引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、株式会社クボタ（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<「障がい」の表記>

- 当グループ生命保険では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

保険金のお支払事由

保険期間中であれば国内外を問わず、次のような場合に保険金が支払われます。

○死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

○高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱いします。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい（視力障がい）
 - （1）視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - （3）視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
 - （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（※2）

（※1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合に限り、（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したとき限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることになっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む。保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

正しく告知いただくために

団体定期保険

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人があらのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、あらのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。

(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を入力(記入)のうえ、お申込みください。

●お申込みいただく際には、加入勤奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、お申込みください。

●web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

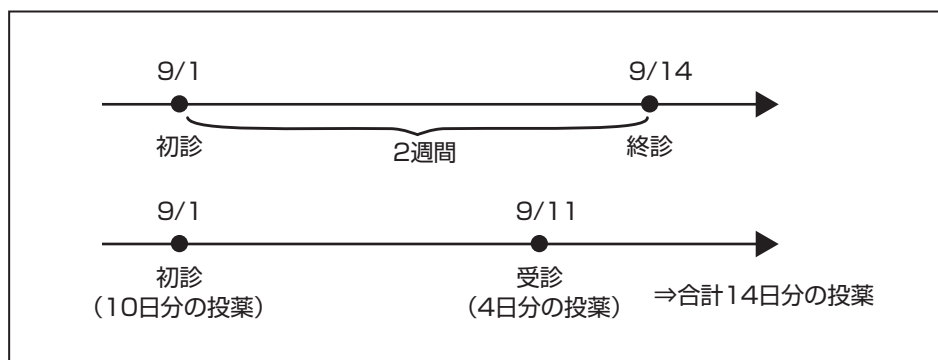
＜補足説明＞

*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。

(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

*3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・ 妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容をご記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

●web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(ご提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

傷害保険

医療・がん保険

日常生活賠償／受託物賠償／携行品補償
ホールインワン・アルバイト費用／介護一時金

共通

傷害保険

医療・がん保険

日常生活賠償／受託物賠償／携行品補償
ホールインワン・アルバイト費用／介護一時金

ご加入いただく際のご留意点

この契約について

- この保険は株式会社クボタを保険契約者とし、クボタグループに在籍する常勤の役員および従業員を加入者とする傷害補償（MS&AD型）特約、疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（株式会社クボタ）に交付されます。

共同保険について

- この保険契約（傷害保険）は共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。詳しくは、P15をご覧ください。

自動継続について

＜傷害保険にご加入の方＞

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満84才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

＜医療・がん保険にご加入の方＞

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

告知義務について

- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時^(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時^(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時^(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

始期前発病について

＜医療・がん保険にご加入の方＞

- 保険期間の開始時^(注)より前に発病した病気等（その病気等を原因とする損失、損害を含みます）については、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時^(注)より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時^(注)からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いすることができます。
（注）継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

＜介護一時金支払特約にご加入の方＞

- 保険期間の開始時^(注)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない原因による要介護状態であっても、その原因が保険期間の開始時^(注)より前に発生した場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、要介護状態開始日が保険期間の開始時^(注)からその日を含めて365日を経過した後の場合には、保険金をお支払いすることができます。
（注）継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

がんに関する補償について

＜三大疾病診断見舞金・がん入院保険金・がん手術保険金・がん放射線治療保険金・がん通院保険金について＞

- 初年度契約の保険期間の開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待機期間といいます）を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。

示談交渉サービスについて

＜日常生活賠償補償にご加入の方＞

- 日本国内において発生した賠償事故については、示談交渉サービス*がご利用になれます。
*示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。

(2023年6月承認) A23-101038

傷害保険

医療・がん保険

日常生活賠償／受託物賠償／携行品補償
ホールインワン・アルバイト費用／介護一時金

共通

傷害保険

医療・がん保険

日常生活賠償／受託物賠償／携行品補償
ホールインワン・アルバイト費用／介護一時金

次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

医療・がん保険 退職後の取扱いについて

退職後も
あんしん
(無告知移行)

医療・がん保険にご加入のみなさまが退職によりこの制度(団体契約)より脱退される際、**新たに健康状態の告知をすることなく、終身保障の個人契約に移行できます。**

被保険者	契約形態	商品	引受保険会社
現役	団体契約	FLS保険の医療・がん保険 (団体総合生活補償保険 疾病補償特約・がん補償特約セット)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
退職後	個人契約	「& L I F E 医療保険 A ^{エース} セレクト」* 「& L I F E がん保険 S ^{スマート} セレクト」* *いずれも「他の保険契約からの移行に関する特約(特定損害保険契約用)」付加	〔移行後契約の引受保険会社〕 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

新たな健康状態の告知なしで移行OK

※「& L I F E 医療保険 A(エース)セレクト」は医療保険(無解約返戻金型)(22)(無配当)の販売名称です。
※「& L I F E がん保険 S(スマート)セレクト」はがん保険(無解約返戻金型)(22)(無配当)の販売名称です。

個人契約について

詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。

移行条件

以下の条件を満たす場合に限り、新たに健康状態の告知を行うことなく、個人契約へ移行できます。

- 1 FLS保険の医療・がん保険に2年以上ご加入いただいていること
- 2 個人契約移行時の年齢が満70才以下の方であること
- 3 保険責任が拡大・増額しないこと
〔・移行前契約の入院保険金日額以下であること
・移行前契約の1入院支払限度日数以下であること など〕
- 4 個人契約の保障の開始が、FLS保険の脱退日と「同一」もしくは「翌日」であること※
※満期時脱退は「同日」、中途脱退は「翌日」となります。



現役のときに
FLS保険に加入していれば、
退職後もあんしんだね!

FLS保険の医療・がん保険で保険金の給付を受けられた方も、移行条件に合致すれば個人契約へ無告知にて移行いただけます。

(注1) 三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
(注2) お引き受けの内容は、三井住友海上あいおい生命の規定によります。

保障内容について

Q 個人契約へ移行した際の保障内容はどうなりますか？

A 疾病入院保険金日額、がん入院保険金日額が移行時には同額以下でのお引き受けとなります。概要は以下のとおりです。(詳細については、個人契約移行時にご案内いたします。)

FLS 保険



!! ご注意 !!

- FLS保険のD・E・Fプランにご加入の方で、同プランに2年以上ご加入いただいている場合は、入院と手術と治療の保障のみでのお引き受けとなります。(ただし、従来よりA・B・Cプランに2年以上加入していることが条件です。)
- 個人契約の保障内容は、移行時の販売商品によります。現在ご加入いただいているFLS保険とは同条件とはなりません。また、この取扱いは2023年5月時点であり、移行時の販売商品によって変更となる場合がございますので、移行時に必ず移行後商品内容をご確認ください。

※移行後の個人契約につきましては、三井住友海上あいおい生命の商品の内容を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。

個人契約への移行ならびに資料をご希望される際は、取扱代理店までお問い合わせください。

クボタ総合保険サービス株式会社 TEL 本社(大阪) 0120-11-3721
東京支店 0120-388-603

2023-C-0230 (2023/06/19-2025/06/30)

傷害保険とは (傷害補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり (普通保険約款・特約) をご参照ください。

ケガに関する補償

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方 (ご本人) となります。

■傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償内容

1. 被保険者 (補償の対象となる方) が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害 (「ケガ」といいます) に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払する場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金額がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車特約の特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、傷害後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるとき	

傷害保険とは (傷害補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり (普通保険約款・特約) をご参照ください。

ケガに関する補償

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	置を施すものに限ります (診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与 (全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	は、保険金をお支払いしません (欄外のお支払例をご参照ください)。	し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等 (*2) をしている間または競技等 (*2) に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます) をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等を含みます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行 (これらのための練習を含みます) または試運転 (性能試験を目的とする運転または操縦) をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■ 傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。

共同保険について	この保険契約 (傷害保険) は共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務事務を行っております。また、実際に引受を行う保険会社、およびその引受割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。 なお 2022 年度の引受割合については、以下のとおりです。 <引受幹事保険会社> あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 : 50% <他の保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社 : 34% 損害保険ジャパン株式会社 : 4% 三井住友海上火災保険株式会社 : 6% A I G 損害保険株式会社 : 6%								
保険金受取人について	傷害死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人 [※] となります。 ※法定相続人とは、被相続人 (相続される人) が亡くなったときに、相続する権利がある人のことをいいます。この権利は、民法で定められており、以下の人が法定相続人になることができます。(令和2年4月1日現在) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、右記の順序で一揃いに相続人になります。</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した人の配偶者</td> <td>死亡した人の子ども</td> <td>死亡した人の直系尊属 (父母や祖父母など)</td> <td>死亡した人の兄弟姉妹</td> </tr> </tbody> </table> (国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/index.htm) より一部抜粋)	配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、右記の順序で一揃いに相続人になります。	第1順位	第2順位	第3順位	死亡した人の配偶者	死亡した人の子ども	死亡した人の直系尊属 (父母や祖父母など)	死亡した人の兄弟姉妹
配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、右記の順序で一揃いに相続人になります。	第1順位	第2順位	第3順位						
死亡した人の配偶者	死亡した人の子ども	死亡した人の直系尊属 (父母や祖父母など)	死亡した人の兄弟姉妹						

医療・がん保険とは (疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

疾病に関する補償 お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

■ 疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病(病気といえます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。

2. 被保険者は加入者証に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術または歯・歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・ 美容整形上の手術 ・ 病気を直接の原因としない不妊手術 ・ 診断、検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術 ・ 吸引および穿刺などの処置 ・ 神経ブロック ・ 抜釘術 ・ 屈折異常に対する手術 ② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上わたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*). (*). 体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日 ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時に降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*). 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。
放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ② 先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*). 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

医療・がん保険とは (疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

疾病に関する補償

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病通院保険金	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p>	<p>疾病通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 1回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
 疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
 疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

三大疾病診断見舞金の補償

■被保険者は加入者証に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

【特約名：三大疾病診断見舞金補償特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断見舞金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当した場合</p> <p>①がんに罹患し、保険期間中に次のいずれかのがんと医師によってがんと診断確定された場合</p> <p>ア. 保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん</p> <p>イ. 再発したがん(*1)</p> <p>ウ. 転移したがん(*2)</p> <p>エ. 既払がん(*3)とは全く別のがん</p> <p>②急性心筋梗塞を発病し、保険期間中に初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)を発病し、保険期間中に初めて医師の診療を受けた日からその60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>(*1)再発したがんとは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されたがんをいいます。</p> <p>(*2)転移したがんとは、他の部位・臓器に転移したと医師によって診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。</p> <p>(*3)既払がんとは、この特約がセットされた最初の保険期間が開始した以降にがんと医師によって診断確定され、既に三大疾病診断見舞金を支払ったがんをいいます。</p>	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間を通じてお支払いは病気の種類ごとに1回を限度とします。ただし、継続契約である場合は次のとおりです。</p> <p>①病気の種類ががんである場合は、被保険者が前回の保険金支払事由該当日(*)からその日を含めて2年以内に再びがんと診断確定された場合は保険金をお支払いできません。</p> <p>②病気の種類が急性心筋梗塞・脳卒中の場合は、病気の種類ごとにこの保険契約が継続されてきた初年度契約の始期日から通算してそれぞれ1回とします。</p> <p>(*)初年度契約から連続した保険期間中にがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日にもっとも近い日をいいます。</p>	<p>(1)疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)～(5)と同じ。ただし、「特定精神障害補償特約」は適用されません。</p> <p>(2)上記(1)のほか、次のいずれかの場合も保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合</p> <p>②保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合</p> <p>など</p>

医療・がん保険とは (疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

疾病に関する補償

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

■ケガや病気に伴う費用に関する特約の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が身体障害(ケガまたは病気)を被り、その治療を目的として費用を負担することにより被った損害等に対して保険金をお支払いします。
 2. 被保険者は加入者証に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 (注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

【特約名: 先進医療費用保険金補償特約 **補償重複**】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療費用保険金	<p>身体障害を被り、その身体障害の治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>※「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。</p>	<p>先進医療費用の額</p> <p><先進医療費用></p> <p>①「先進医療」に要する費用</p> <p>②次の交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 ・医師が必要と認められた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 ・退院のために必要とした病院または診療所から居住地までの交通費 <p>※ 保険期間を通じ、保険証券記載の先進医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に被った身体障害※1により先進医療を受けた場合</p> <p>(2) 次のいずれかによるケガまたは病気により先進医療を受けた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 <p>(3) 次のいずれかのケガにより先進医療を受けた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガア。法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間イ。道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間ウ。麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ※4 ③ 脳疾患、病気または心神喪失 ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥ 被保険者に対する刑の執行 ⑦ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故によるケガア。乗用具(*)1を用いて競技等(*)2をしている間(ウ。に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*)2をしている間」を除きます)イ。乗用具(*)1を用いて競技等(*)2を行うことを目的とする場所において、競技等(*)2に準ずる方法・態様により、乗用具(*)1を使用している間(ウ。に該当しない「道路上で競技等(*)2に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)ウ。法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*)2をしている間または競技等(*)2に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ⑧ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)等)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ(※1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート等をいいます。(※2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転もしくは操縦)をいいます。 <p>(4) 次のいずれかによる病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※5 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょ期の異常を含みません。 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 <p>(5) 特定疾病補償対象外の場合のお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害の治療のために先進医療を受けた日から保険契約の継続する期間を遡りして365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※5 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09またはF20からF99に該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p>
	<p>【先進医療費用の病院直接支払について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常、各種保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で費用等の立替えが必要ですが、先進医療にかかる費用(技術料)は高額になるケースもあるため、お客さまに代わり、保険金として費用(技術料)を直接病院にお支払いすることができ <p>【先進医療費用の病院直接支払をご利用にあたりご注意ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件を満たすことが必要となります。 ○ 保険金支払対象であり、先進医療の費用(技術料)が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること ○ 先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること(ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認させていただきま <p>(注) ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。</p>		

医療・がん保険とは (疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

がんに関する補償

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

■がん補償特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。
 ※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症<多血症>」、「骨髄異形成症候群」、「慢性骨髄増殖性疾患」および「本態性(出血性)血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。
2. 被保険者は加入者証に被保険者として記載された方となります。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院保険金	がんがんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{がん入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※ ※ 継続契約においては、がんがんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。
がん手術保険金	がんがんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	1 回の手術について次の額をお支払いします。 ① がん入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 $\text{がん入院保険金日額} \times 10$ ② 上記①以外の手術 $\text{がん入院保険金日額} \times 5$ ※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。 なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	
がん放射線治療保険金	がんがんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	1 回の放射線治療について次の額をお支払いします。 $\text{がん入院保険金日額} \times 10$ ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	
がん通院保険金	がん入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めてがん通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となったがんの治療を目的として通院したとき ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は最初のみ通院したものとみなします。	$\text{がん通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※ 1入院につき、通院日数は、通算してがん通院保険金の支払限度日数(45日)が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	

支払対象期間：がん入院保険金、がん通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間(がん通院保険金は180日)をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

医療・がん保険とは (疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険)

医療・がん保険で自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、以下分類項目中 F00 から F09 まで、F20 から F99 までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。



項目	対象	精神および行動の障害
F00	●	アルツハイマー (Alzheimer) 病の認知症
F01	●	血管性認知症
F02	●	他に分類されるその他の疾患の認知症
F03	●	詳細不明の認知症
F04	●	器質性健忘症候群, アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F05	●	せん妄, アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F06	●	脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害
F07	●	脳の疾患, 損傷及び機能不全による人格及び行動の障害
F09	●	詳細不明の器質性又は症状性精神障害
F10.-		アルコール使用 (飲酒) による精神及び行動の障害
F11.-		アヘン類使用による精神及び行動の障害
F12.-		大麻類使用による精神及び行動の障害
F13.-		鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害
F14.-		コカイン使用による精神及び行動の障害
F15.-		カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害
F15.-a		カフェインによる精神及び行動の障害
F15.-b		アンフェタミンによる精神及び行動の障害
F15.-c		その他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害
F16.-		幻覚薬使用による精神及び行動の障害
F17.-		タバコ使用 (喫煙) による精神及び行動の障害
F18.-		揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害
F19.-		多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
F20	●	統合失調症
F21	●	統合失調症型障害
F22	●	持続性妄想性障害
F23	●	急性一過性精神病性障害
F24	●	感応性妄想性障害
F25	●	統合失調感情障害
F28	●	その他の非器質性精神病性障害
F29	●	詳細不明の非器質性精神病
F30	●	躁病エピソード
F31	●	双極性感情障害 (躁うつ病)
F32	●	うつ病エピソード
F33	●	反復性うつ病性障害
F34	●	持続性気分 [感情] 障害
F38	●	その他の気分 [感情] 障害
F39	●	詳細不明の気分 [感情] 障害
F40	●	恐怖症性不安障害
F41	●	その他の不安障害
F42	●	強迫性障害 (強迫神経症)
F43	●	重度ストレスへの反応及び適応障害

項目	対象	精神および行動の障害
F44	●	解離性 [転換性] 障害
F45	●	身体表現性障害
F48	●	その他の神経症性障害
F50	●	摂食障害
F51	●	非器質性睡眠障害
F52	●	性功能不全, 器質性障害又は疾病によらないもの
F53	●	産じょく (褥) に関連した精神及び行動の障害, 他に分類されないもの
F54	●	他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因
F55	●	依存を生じない物質の乱用
F59	●	生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群
F60	●	特定の人格障害
F61	●	混合性及びその他の人格障害
F62	●	持続的人格変化, 脳損傷及び脳疾患によらないもの
F63	●	習慣及び衝動の障害
F64	●	性同一性障害
F65	●	性嗜好の障害
F66	●	性発達及び方向づけに関連する心理及び行動の障害
F68	●	その他の成人の人格及び行動の障害
F69	●	詳細不明の成人の人格及び行動の障害
F70	●	軽度知的障害 (精神遅滞)
F71	●	中等度知的障害 (精神遅滞)
F72	●	重度知的障害 (精神遅滞)
F73	●	最重度知的障害 (精神遅滞)
F78	●	その他の知的障害 (精神遅滞)
F79	●	詳細不明の知的障害 (精神遅滞)
F80	●	会話及び言語の特異的発達障害
F81	●	学習能力の特異的発達障害
F82	●	運動機能の特異的発達障害
F83	●	混合性特異的発達障害
F84	●	広汎性発達障害
F88	●	その他の心理的発達障害
F89	●	詳細不明の心理的発達障害
F90	●	多動性障害
F91	●	行為障害
F92	●	行為及び情緒の混合性障害
F93	●	小児 (児童) 期に特異的に発症する情緒障害
F94	●	小児 (児童) 期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
F95	●	チック障害
F98	●	小児 (児童) 期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
F99	●	精神障害, 詳細不明

平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号 (抜粋) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年度版) 準拠」第 5 章 精神及び行動の障害 (F00-F99) より

※「疾病、傷害および死因統計分類提要」とは

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類: International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems (以下「ICD」と略)」とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関 (WHO) が作成した分類です。

最新の分類は、ICD の第 10 回目の修正版として、1990 年の第 43 回世界保健総会において採択されたものであり、ICD-10 (1990) と呼ばれています。

現在、我が国では、その後の WHO による ICD-10 のままの一部改正の勧告である。ICD-10 (2003) に準拠した「疾病、傷害及び死因分類」を作成し、統計法に基づく統計調査に使用されるほか、医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されています。

日常生活賠償補償とは (傷害補償/医療・がん補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○

※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【特約名：日常生活賠償特約】補償重複

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償保険金	<p>「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」</p> <p>①被保険者ご本人の居住する住宅 (敷地内の動産および不動産を含みます) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*) 電車等とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。</p> <p>※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額(*) (0円)</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*)2 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者の使用人が被保険者の業務等に就事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3</p> <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶・車両 (原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器 (空気銃を除きます) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

受託物賠償補償とは (傷害補償/医療・がん補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶発的な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
受託物賠償責任補償特約		○	○	○

※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

【特約名：受託物賠償責任補償特約】補償重複

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
受託物賠償責任保険金	<p>被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①被保険者の居住する住宅 (敷地を含みます) 内に保管されている間</p> <p>②日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間</p> <p><補償対象外となる主な受託物></p> <p>①通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本 (本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>②貴金属、宝石、書画、骨董 (とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品</p> <p>④銃砲、刀剣その他これらに類する物</p> <p>⑤被保険者が山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑥動物、植物等の生物</p> <p>⑦建物 (付属設備を含みます)</p> <p>⑧門、塀または物置等の付属建物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額 (*) (5,000円) </p> <p style="text-align: center;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 </p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 被害受託物について、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額 (*1) の合計額が、損害の額 (*2) を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額 (*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額 (*2) から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (*1) を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑨差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑩受託物に発生した自然発火または自然爆発</p> <p>⑪偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的・機械的事故</p> <p>⑫自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑬風、雨、雪、雹 (ひょう) もしくは砂塵 (じん) 等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥航空機、船舶 (原動力が専ら人力であるものを除きます) または銃器 (空気銃を除きます) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任 (収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)</p> <p>⑨受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>

携行品補償とは (傷害補償/医療・がん補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表に記載したとおりとなります。

特約	被保険者	ご本人※
携行品損害補償特約		○

※ 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

(注) 「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

【特約名：携行品損害補償特約】 **補償重複** ※ 「新価保険特約 (携行品損害補償特約用)」が自動セットされます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害保険金	<p>被保険者が居住する住宅 (敷地を含みます) 外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品 (携行品) に損害が発生した場合</p> <p><補償対象外となる主な携行品></p> <p>①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。</p> <p>②預金証書または貯金証書 (通帳、キャッシュカードを含みます)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物</p> <p>③稿本 (本などの原稿)、設計書、図案、証書 (運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。</p> <p>④船舶 (ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品</p> <p>⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品</p> <p>⑥義歯、義肢その他これらに類する物</p> <p>⑦動物および植物</p> <p>⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ (市販されていないもの) その他これらに類する物</p> <p>⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯型通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>など</p>	<p style="text-align: center;">損害の額 (*1) - 免責金額 (*2) (3,000円)</p> <p>(*1) 損害の額とは、次の額をいいます。</p> <p>①下記②、③以外の携行品</p> <p>ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額 (*3) をいいます。</p> <p>イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額 (*4) とし、再調達価額 (*3) を限度とします。</p> <p>②貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董 (とう)、彫刻物その他美術品</p> <p>ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額 (その携行品と同等と認められる物の市場流通価額) をいいます。</p> <p>イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額 (*4) とし、保険の価額 (その携行品と同等と認められる物の市場流通価額) を限度とします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修理費</div> <div style="font-size: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額</div> <div style="font-size: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額</div> </div> <p>③乗車券等</p> <p>乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用 (*4)</p> <p>(*2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>(*3) 再調達価額とは、損害が発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。</p> <p>(*4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。</p> <p>※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円 (乗車券等または通貨・小切手は合計5万円) が限度となります。</p> <p>※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額 (*1) の合計額が、損害の額 (*2) を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額 (*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額 (*2) から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (*1) を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑧携行品の欠陥</p> <p>⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p> <p>⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。</p> <p>⑬携行品の置き忘れ・紛失</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>

ホールインワン・アルバトロス費用補償とは (傷害補償/医療・がん補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表に記載したとおりとなります。

特約	被保険者	ご本人※
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)		○

※ 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

【特約名：ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)】補償重複

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<p>アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用 (実費) をお支払いします。</p> <p>保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール (ハーフ) を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(*)したものに限りません。</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者 (具体的には次の方をいいます)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など</p> <p>ご注意</p> <p>キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(*)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。</p> <p>※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(*)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 <p>(*)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます (達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。</p>	<p>ホールインワン・アルバトロス費用の額</p> <p><ホールインワン・アルバトロス費用></p> <p>①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。</p> <p>ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード (ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます)</p> <p>②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。</p> <p>ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用</p> <p>※ 1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、支払限度額(**)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(**)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (**) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます) に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など</p>

介護一時金とは (傷害補償/医療・がん補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

■要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(*1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(*2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(*4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(*1)第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

(*2)第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

(*3)要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。

(*4)特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。

がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます)、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 介護一時金支払特約の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方となります。

(注)保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

【特約名：介護一時金支払特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	<p>被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合</p> <p>※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。</p> <p>①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日</p> <p>②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(要介護状態区分「3」以上(*))の効力が生じた日</p> <p>(*)要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。</p>	<p>介護一時金額の全額</p> <p>※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<p>(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2)次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>(3)被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気による要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。
がんの補償	がん補償特約	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①被保険者は、加入者証に被保険者（ご本人）と記載された方となります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②次の特約の被保険者は上記①の被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。なお、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

【○：補償の対象／×：補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注2)	本人またはその配偶者の同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約	○(注1)	○(注1)	○(注1)

- (注1) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- (注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- ③上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p style="text-align: right;">など</p>
病気の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間（注2）の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術（注3） ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気（医師が治療で使用する場合を除きます） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●妊娠、出産による病気（異常妊娠等は除きます） ●「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合は、加入者証等に記載の病気 <p style="text-align: right;">など</p>
がんの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間（注2）の開始時より前に診断確定されたがん（注3） ●保険期間（注2）の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがん <p style="text-align: right;">など</p>

- (注1) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (注2) 継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

(注3) 保険期間(注2)の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入している場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間(注2)の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

○保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度(注)などを踏まえて設定してください。

(注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間は、2024年1月16日午後4時から1年間となります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 次ににおいて、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[1] すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[2] 「疾病補償特約」「がん補償特約」「介護一時金支払特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意

●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。

●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(*) 継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4傷害死亡保険金受取人

①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たなご契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。

②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気
がんの補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん
介護一時金支払特約	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発生した病気等を原因とする要介護状態

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

6通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

ご加入後、特約の追加など、加入条件を変更する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

7補償の開始・終了時期

①補償の開始：始期日の午後4時に始まりします。

②補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

（1）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（3）被保険者が死亡（注1）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。（注2）

(注1) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。
(注2) 上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■税法上の取扱い (2023年5月現在)

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、引受保険会社はその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記(1)以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険(株)および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 携行品、受託物賠償責任を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額> (注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(8)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3)	被保険者であることを確認する書類	
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類	
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類 など
	② その他の書類	
	書類の例	・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(7)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(8)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ホールインワン・アルバトロス証明書 ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類 (注) (注) 公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（プラン）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	クボタ総合保険サービス株式会社
【電話番号】	本社(大阪)0120-11-3721 東京支店0120-388-603 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060(無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日9:00~17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(株式会社クボタ)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
団体総合生活補償保険**

※本欄はお客さまご自身で確認するための欄です。ご提出の必要はありません。
※「加入申込票の写し」に「健康状態告知についてのご案内」(本欄)、『重要事項のご説明
契約概要のご説明』注意喚起情報の二説明は「お客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。
なお、被保険者ご本人とは、加入申込票の被保険者欄に記入された方をいいます。

7 健康状態の告知が必要な方

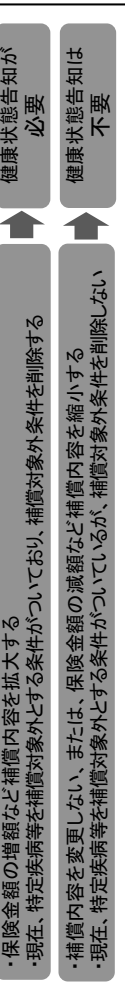
健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただいた必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更をする方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合があります。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

！ご注意ください
保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い、改めて健康状態告知をした結果、加入できなくなる場合があります。



8 再告知の取扱い

現在、特定疾病等を補償対象外とする条件で加入いただいた方は、新たに告知しないおこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の加入条件をご確認ください。

例えばこんな場合…
現在、特定疾病等を対象外とする条件が付いているが、加入後一切の病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票の「疾病コード」欄にコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「疾病コードの補償対象外となる疾病の範囲のご説明」を参照ください。

※継続後の加入条件を変更する場合は、現在の加入条件にかかわらず、「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄」(被保険者ご本人用)記入要領および別紙「疾病コードの補償対象外となる疾病の範囲のご説明」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、「1.告知の重要性」から「7.健康状態の告知が必要な方」が適用されますので、ご注意ください。

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、保険期間の開始日より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

例えばこんな場合…
加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始日より前に発病と診断され、保険期間の開始日より後にその病気に入院したケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明」注意喚起情報のご説明には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」ありのままに「お答えください」。

(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時から経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合
○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生しても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」が「解除の原因となつた事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。

「詐欺による取消し」
となった場合
○ 保険期間の開始時から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生しても保険金をお支払いすることができません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださるようお願いいたします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されたことを告知していただきます。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。

- 傷病歴等を告知した場合の取扱い(加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかさせていただきます)
 - 1 お引き受けします。
 - 2 お引き受けできませんのでご了承ください。

5 告知内容を確認させていただきます

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただきます。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領

団体総合生活補償保険の疾病補償、がん補償、介護一時金のいずれかに今回新たに加える方、および継続して加入する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込票兼被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)(以下「告知回答欄(本人用)」といいます)に告知日と下記の質問事項に対する回答をご記入ください。

- ・質問事項に対する回答の記載がない場合や回答内容が事実と異なっている場合は、ご契約が解除され保険金が支払われられないことがあります。
- ・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気、ケガや要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合)は保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過)
- ・継続して加入する方で、「疾病コード」欄にコードが印字されている場合の補償対象外となる病気・症状の範囲は、別紙「疾病コードの補償対象外となる疾病の範囲のご説明」に記載していますのでご確認ください。

ご注意

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、告知回答欄(本人用)へのご記入は不要です。
- 被保険者ご本人(補償の対象となる方)がご回答ください。ただし、満年齢が15才未満の被保険者については、親権者の方がご回答ください。
- 本健康状態告知では、「特定疾病等を補償対象外とする条件」でのお引き受けはできません。

質問1 疾病補償・がん補償の加入を希望する方はご回答ください。

- がん補償がセットされていないプランの加入を希望される方は以下①、②の質問にご回答ください。
- がん補償がセットされたプランの加入を希望される方は以下①、②、③すべての質問にご回答ください。
- 次のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。
- ① 現在、病気やケガで入院中または、医師から入院か手術を勧められている。
- ② 過去1年以内に、病気で連続して10日以上入院をしたことがある。
- ③ 今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍)を含みます(注)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

質問2 介護一時金の加入を希望する方はご回答ください。

- 以下①～③のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。
- * 病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。他人の介護が必要である。
- ① 歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- ② 公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- ③ 告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状・病状・診断されたこと」がある

- ①は、告知日(ご記入日)現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかの力で他人の力を借りている状態をいいます。
- ②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。

はいとなる項目がある場合

全ての項目が「はい」となる場合

告知回答欄(本人用)の質問1は「はい」に○印をしてください。

質問①
はい ③
いいえ ④

はいとなる項目がある場合

全ての項目が「はい」となる場合

告知回答欄(本人用)の質問2は「はい」に○印をしてください。

質問②
はい ③
いいえ ④

病名・症状一覧表

脳血管系	心臓系	呼吸器系	腎臓系	肝臓系	筋・骨格系	悪性新生物	その他
● 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ● 脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性脳虚血発作(RIND)等) ● 眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます)	● 虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ● 不整脈(心房細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ● 心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ● 心内膜炎 ● 心肥大(心室肥大等) ● 心不全 ● 心筋症 ● 動脈瘤 ● 脳動脈脈奇形	● 肺塞栓症(肺梗塞等) ● 肺線維症 ● 慢性閉塞性肺疾患(COPD) ● 気管支炎、慢性気管支炎 ● 塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ● 気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)	● 慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ● 腎不全 ● ノロウイルス感染症 ● 人工透析治療(感染者)を要するその他の腎臓疾患	● 肝硬変 ● 肝不全 ● 慢性肝炎 ● B型肝炎* ● C型肝炎* ● ウイルス(感)キャリアス	● 後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ● 骨髄炎 ● 骨粗しょう症 ● 脊柱管狭窄症 ● 変形関節症	● 悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫)をいい、上皮内新生物は除きます) ● 脳腫瘍	● 正常圧水頭症 ● 好酸球性筋膜炎 ● 糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ● 頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ● 膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ● 精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注1) ● 厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものです。
(注2)告知日時における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等で確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。

介護一時金専用 健康状態告知書質問事項および病気・症状一覧の解説

団体総合生活補償保険の介護一時金の健康状態告知書質問事項および病気・症状一覧について解説します。介護一時金の加入を希望する方は、健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)に記入する前に「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」と併せて必ずお読みください。

質問事項		質問事項の解説	
質問2	介護一時金の加入を希望する方はご回答ください。 以下①～③のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。 * 病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。		
①	歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。	①は、告知日(ご記入日)現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかの力借りている状態をいいます。	
②	公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。	②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。	
③	告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがある	「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。	

病気・症状一覧表

脳血管系	心臓系	呼吸器系	腎臓系	肝臓系	筋・骨格系	悪性新生物	その他
<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血管栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形 	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心房細動、心房細動、心室細動、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤 	<ul style="list-style-type: none"> ●肺塞栓症(肺梗塞等) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD) ●肺炎(細菌性、ウイルス性、真菌性) ●人工透析治療(透析)を要するその他の腎臓疾患 	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性腎炎(増殖性腎炎、慢性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療(透析)を要するその他の腎臓疾患 	<ul style="list-style-type: none"> ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* ●ウイルス(感キヤリア)を含みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症 	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍 	<ul style="list-style-type: none"> ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注をいい、上皮下注射を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)

病気・症状一覧表の解説

①「脳卒中」について 心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。	②「精神障害」について 精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。	③厚生労働省指定の難病について 具体的な例は右表「厚生労働省指定の難病の例」とおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ (http://www.nanbyou.or.jp/) をご確認ください。
--	--	--

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものと、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によりまします。
(注2)告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/>)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。

※厚生労働省指定の難病の例
(2019年3月現在)

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドシス、ペーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

傷害保険にご加入のお客さまへ

団体総合生活補償保険サービスのご案内

傷害保険に加入された方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方 傷害補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。

生活安心サポート		ご利用日・ご利用時間
健康・医療ご相談 24時間365日 ※薬に関するご相談 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	健康・医療のご相談 ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に 専門スタッフが電話でアドバイス ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体 の不調や健康維持・増進に関すること、お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の 専門スタッフが電話でアドバイスします。 (注) 緊急の場合や診断・治療に関する事など、ご相談内容によってはアドバイスできない場合 があります。	
	病院情報のご提供 いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の 情報をご提供 近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国 各地の病院等の情報をご提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。	
	夜間休日医療機関情報 のご提供 夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供 夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地 の医療機関の情報をご提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。	
ホームヘルパーサポート 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	ホームヘルパー業者 のご紹介 家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介 シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの 派遣業者をご紹介します。 (注1) ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。 (注2) 一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。	
暮らしのトラブル（法律）・ 税務ご相談 平日13時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	法律のご相談 日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス 相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談 をご利用いただけます（予約制）。 (注1) 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 (注2) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。	
	税務のご相談 日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス 医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用 いただけます（予約制）。 (注) 一般的なご質問については、専門スタッフが応える場合があります。	

ご利用にあたって

ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、サービスご利用番号が必要となります。
 なお、サービス専用ダイヤル、サービスご利用番号はご加入後に交付される「加入者証」に記載されています。

<ご注意>

- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要情報を引受保険会社（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）に開示することがあります。
- ・サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、別冊記載の「団体総合生活補償保険サービスご利用規約」でご確認ください。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社が提供します。

医療・がん保険にご加入のお客さまへ

団体総合生活補償保険サービスのご案内

医療・がん保険に加入された方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方 疾病補償特約・がん補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。

医療カウンセリングサービス		ご利用日・ご利用時間
セカンドオピニオンのご相談 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス ※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです（第二の意見）。 専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン（三者間通話）で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。 【注1】このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。 【注2】緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。 【例】明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不十分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など	
面談専門医のご紹介 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、面談できる専門医をご紹介します 専門医とのご相談を希望される方に引受保険会社（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）が提携している面談可能な専門医をご紹介します。 面談の結果、お客さまの居住地、ご相談内容にあった他の専門医・医療機関をご紹介します場合があります。 【注1】専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。 【注2】緊急の場合やご相談内容によってはご紹介できない場合があります。 【例】明らかに軽い症状、現在のかかりつけ医に不満がある場合など 【注3】対応地域に限られます。ー7大都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）ー	
“がん”粒子線治療のご相談 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	“がん”粒子線治療のご相談に専門スタッフが電話でアドバイス 最先端の放射線治療である粒子線治療に関する看護師等の専門スタッフによるアドバイスや、粒子線治療を実施する医療機関の情報をご提供します。 【注】緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。	
健康安心サポート		ご利用日・ご利用時間
健康検診サービス 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	人間ドック施設のご紹介	病気の早期発見のために、最寄りの提携人間ドック施設をご紹介します。 優待 【注】地域によってはご紹介できない場合があります。
	PET検診施設のご紹介	がんの早期発見に有効な最新の診断装置PETで検診を行う施設をご紹介します。 優待 【注】地域によってはご紹介できない場合があります。
	在宅検診のご紹介	お忙しい方に郵送にてご自宅で手軽に受けられる検診業者をご紹介します。 優待
介護安心サービス	介護安心相談 24時間365日 ※一部の専門スタッフによる相談 および社会福祉士等のご紹介 月～木10時～15時 (金土日祝日、12/29～1/5を除きます)	介護に関する一般的なご相談や、介護者の悩みのご相談に、経験豊富な専門スタッフが電話でアドバイスします。 また、ご希望により面談できる社会福祉士等をご紹介します。 【注】社会福祉士等のご紹介は対応地域に限られます。社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします（予約制）。 交通費等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。
	介護に関する業者・施設情報のご提供 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます) 認知症テスター 24時間365日	介護に関する提携業者や、介護保険施設・有料老人ホームなどの介護施設の情報をご提供します。 認知症 TESTER (テスター) 詳細は別冊「特に重要なお知らせ」のサービスのご案内に記載しているご利用規約をご確認ください。
メンタルご相談 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	メンタルヘルスのご相談	人間関係、家庭問題、職場の悩み、漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 【注】治療に関するご相談はお受けできません。
健康・医療ご相談 24時間365日 ※薬に関するご相談 平日9時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	健康・医療のご相談	日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、お薬に関するご相談などに、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 【注】緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
	病院情報のご提供	近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探ることになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。 【注】このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
	夜間休日医療機関情報のご提供	夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日にも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。 【注】このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
暮らしのトラブル（法律）・ 税務ご相談 平日13時～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます)	法律のご相談	相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 【注】既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
	税務のご相談	医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

ご利用にあたって P37をご覧ください。

優待 提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

(2023年6月承認) A23-101038

団体総合生活補償保険サービスご利用規約

第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する団体総合生活補償保険サービス(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約(準記名式契約特約セット契約、共同保険非幹事契約等)は提供対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者としてします。ただし、親介護一時金支払特約セットの場合、第5条[サービスの内容]③c.介護安心サービスについてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者としてします。

第4条[利用番号の管理]

- (1)利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セットされる特約	提供するサービス
傷害補償特約	①生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約	②医療カウンセリングサービス ③健康安心サポート

①生活安心サポート(傷害補償特約セット契約)

a.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関する相談など、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

b.ホームヘルパーサポート

提供サービス	内 容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介いたします。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

c.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

②医療カウンセリングサービス(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)

提供サービス	内 容
セカンドオピニオンのご相談	セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。 ※このサービスは医師の診断を受けていることが利用の条件となります。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

提供サービス	内 容
面談専門医のご紹介	専門性の高い疾患に対する治療について、面談できる専門医を紹介いたします。 ※面談の結果、サービス利用者の居住地、相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。 ※専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービス利用者の自己負担になります。 ※緊急の場合や相談内容によっては紹介できない場合があります。 ※対応地域に限られます。
“がん”粒子線治療のご相談	“がん”粒子線治療の相談に専門スタッフ(看護師等)が電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

③健康安心サポート(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)

a.健康検診サービス

提供サービス	内 容
人間ドック施設のご紹介	最寄りの人間ドック施設を紹介いたします。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
PET検診施設のご紹介	小さながんを発見できる最新の診断装置PET(Positron Emission Tomography=陽電子放射断層撮影)で検診を行う施設を紹介いたします。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
在宅検診のご紹介	郵送にて自宅でご受けられる検診業者を紹介いたします。 ※検査料金等は、サービス利用者の自己負担になります。

b.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気になる相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関する相談など、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

c.介護安心サービス

提供サービス	内 容
介護安心相談	介護に関する悩み専門スタッフが電話でアドバイスします。ご希望により面談できる社会福祉士等を紹介いたします。 ※社会福祉士等の紹介は対応地域に限られます。 ※社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします。 ※交通費等の費用はサービス利用者の自己負担になります。
介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。
認知症TESTER(テスター)	電話やWebで、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※電話での利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは端末によっては利用できない場合があります。

d.メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタルヘルスのご相談	“こころの悩み”に臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。

e.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

団体総合生活補償保険サービスご利用規約

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合を含みます。)は、サービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者(当社を含みます。)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。)
- ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- 1) このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- 2) 利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- 1) このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- 2) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
 - ①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
 - ③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- 3) 利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[個人情報の取扱い等]

- 1) 利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- 2) 提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則 この規約は平成29年10月1日現在のものです。

認知症TESTER(テスター)は、ダイヤル・サービス(株)が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>